

## 議案第 122 号

### 和解することについて

市営住宅西之平団地 12 号棟倉庫の破損事故に関し、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

### 記

#### 1 相手方 伊賀市外在住の個人

#### 2 事故の概要

令和 7 年 9 月 12 日午前 10 時頃、伊賀市八幡町地内の市営住宅西之平団地 12 号棟倉庫において、相手方車両が当該倉庫に衝突し破損させたため、伊賀市は、相手方の負担においてこれを修理することを求め、次のとおり和解することとした。

#### 3 和解条項

（破損事実等の自認）

第 1 条 相手方は、第三者と交通事故を起こした後に、伊賀市が所有する倉庫（以下「本件倉庫」という。）に衝突して破損させ、損害を発生させたことを認める。

（本件倉庫）

伊賀市八幡町地内 西之平団地 12 号棟倉庫

105、106、204、205、206、303、304、305、306、403、404、405、406

（和解方法）

第 2 条 相手方は、本件事故に関し、本件和解の成立後、自己の負担において本件倉庫の修理に着手し、令和 9 年 2 月末日までにこれを完成させる。

2 伊賀市は、前項の修理完了後にその内容を検査し、本件事故と相当因果関係のある

範囲内で相手方の修理に問題がある場合は、相手方に対し追加の修理を求めることができるものとし、相手方は、その求めに応じて当該追加の修理をしなければならない。その際、新たに発生する修理費については、相手方の負担とする。

- 3 相手方は、社会情勢の変化に伴い部材等が入手できず、前2項の工期が伸びる場合は、伊賀市に対しその旨を申請し承認を得るものとする。

(権利放棄)

第3条 伊賀市及び相手方は、本件事故の物的損害に関し、和解書に記載した他に相互に何ら債権債務関係が無いことを確認し、伊賀市は、相手方が前条の規定に基づく修理を完了し、伊賀市が当該修理の完了を承諾することを条件として、相手方に対し、その余の請求をしない。